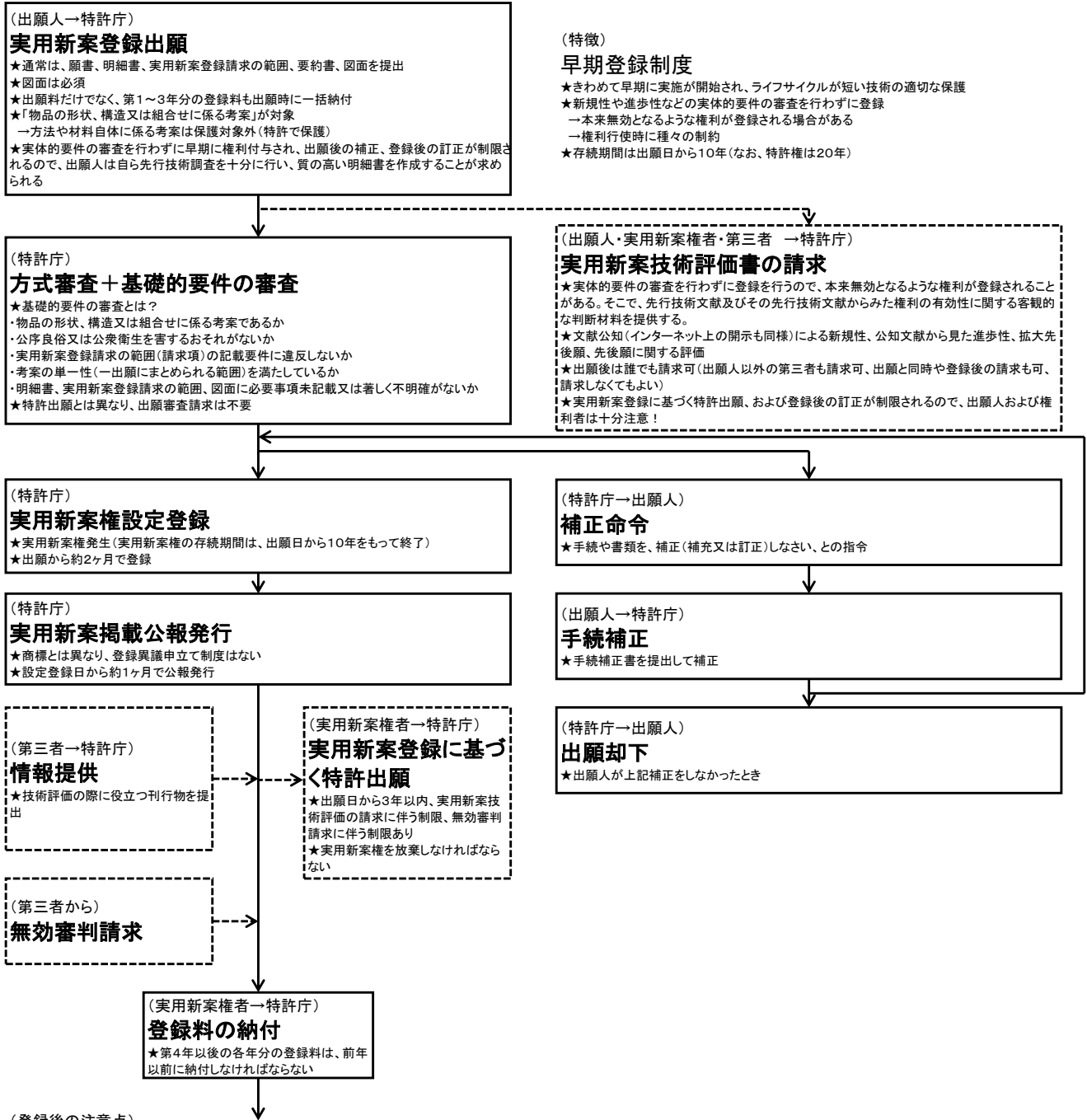


＜実用新案登録手続の流れ図(フローチャート)＞



(登録後の注意点)

◎権利行使時の義務と責任→適正な権利行使と第三者の救済

★権利者は、実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、侵害者等に対し、その権利を行使することができない(権利行使に先立ち、評価書を提示して警告することを権利者に義務付け)

★侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録の無効審判が確定したときは、権利者が技術評価書の評価(登録性を否定する旨の評価を除く)に基づき権利行使した場合などを除き、その権利行使又は警告により相手方と与えた損害を賠償する責めを負う

◎訂正の制限

★実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正は、最初の評価書の謄本送達日から2月を経過するまで、又は無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまで、全期間を通じて1回のみ

★請求項の削除を目的とする訂正は、原則として、いつでも何回でも可能

http://www.koyamapat.jp http://www.patenal.com
小山特許事務所(大阪寝屋川) (作成2002.09.16、最終更新2009.07.19)
Copyright(C) 2002-2009 Katanobu Koyama. ALL RIGHTS RESERVED.
出典を明示した引用などの著作権法上の例外を除き、無断の複製、改変、転用、転載などを禁止します。